

福祉用具レンタル 蔵の家



• 基本理念

- * 情熱と誠意を持って、ご利用者の快適な在宅介護をサポートいたします。
- * ご利用者の心身の状態、希望、生活環境を踏まえ、自立を支援いたします。
- * ご利用者介護する者の負担の軽減に資するサービスの提案をいたします。
- * 適切な商品管理のもと、清潔かつ安全な商品をご提供いたします。
- * 福祉用具のレンタルを通じ、資源の有効活用に積極的に取り組みます。

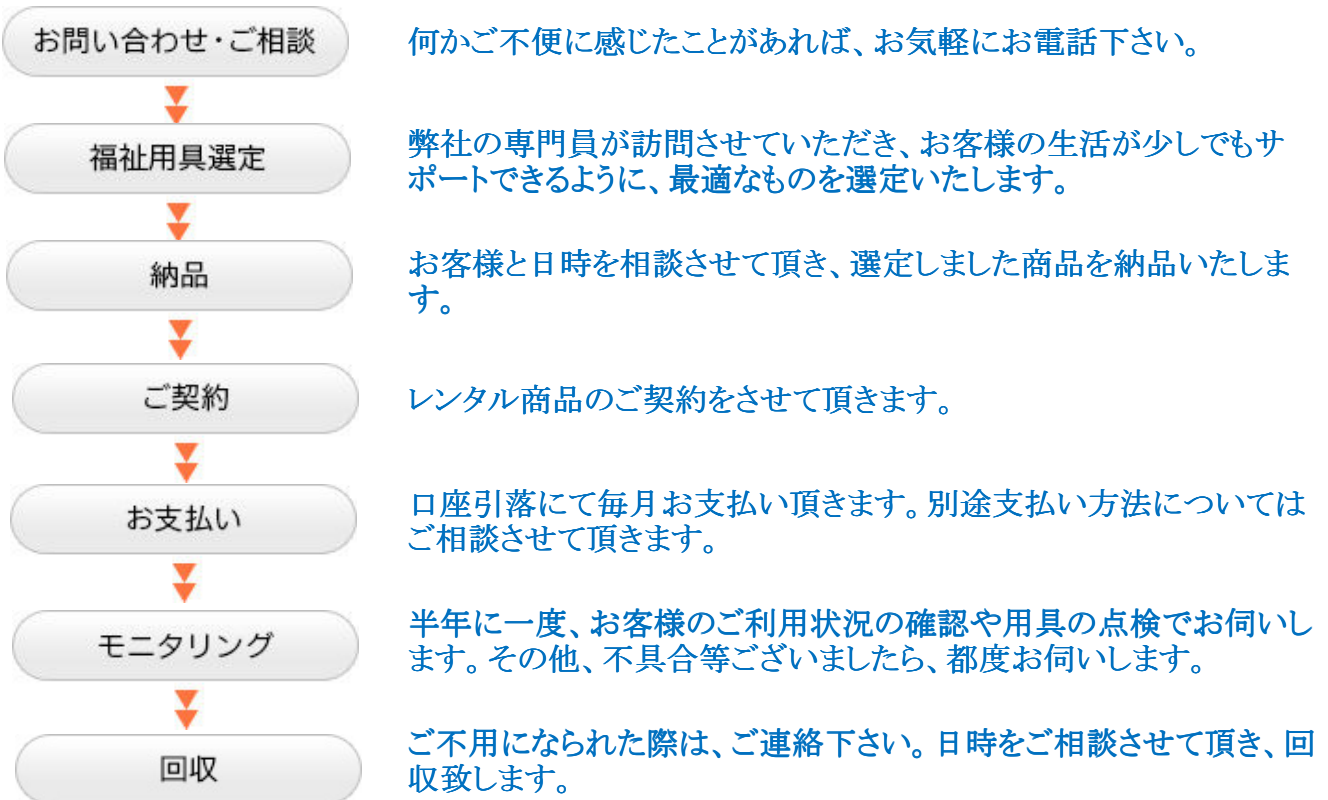
• 概 念

お客様一人ひとりに対して、日常生活上の便宜を図るための用具並びに機能訓練のための用具として、日常生活の自立を助けるためのサービス提供を図ります。

• レンタル対象品一覧

車いす	自走用標準型車いす、普通型電動車いす又は介助用標準車いすに限る。
車いす付属品	クッション又はパッド、電動補助装置、テーブル、ブレーキ等で、車いすと一体的に使用されるものに限る。
特殊寝台	サイドレールが取り付けられているもの又は取り付けることが可能なものであって、背部または脚部の傾斜角度が調整できる機能次に挙げる機能を有するもの。
特殊寝台付属品	マットレス、サイドレール、ベッド用手すり、テーブル等であって、特殊寝台と一体的に使用されるものに限る。滑らせて移乗・位置変換するために補助として、スライディングボード・スライディングマット。(「介助ベルト」も含まれる。※入浴介助用以外のもの)
床ずれ防止用具	次のいずれかに該当するものに限る。 ●送風装置または空気圧調整装置を備えた空気マット ●水等によって減圧による体位分散効果を持つ全身用のマット
体位変換器	空気パット等を身体の下に挿入することにより、居宅要介護者等の体位を容易に変換できる機能を有するものに限る。体位の保持のみを目的とするものを除く。
手すり	取り付けに際し、工事を伴わないものに限る。
歩行器	歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであって、次のいずれかに該当するものに限る。 ●車輪を有するものにあつては、体の前及び左右を囲む把手等を有するもの ●四脚を有するものにあつては、上肢で保持して移動させることが可能なもの
認知症老人徘徊感知機器	介護保険法に規定する認知症である老人が、屋外へ出ようとし時、または屋外のある地点を通過した時に、センサーにより感知し、家族や老人等へ通報するもの。

・レンタルの流れ



レンタル料

- (1) レンタルは1ヵ月単位でご利用になれます。したがって表示は1ヵ月分のものです。
(2) 開始月と終了月のレンタル料は、次の通りです。

レンタル開始月のレンタル料	契約が15日以前:1ヵ月分の全額 契約が16日以降:1ヵ月分の1/2の額
レンタル終了月のレンタル料	解約が15日以前:1ヵ月分の1/2の額 解約が16日以降:1ヵ月分の全額

※ただし、開始と終了が同月内のレンタル料は1ヵ月分全額となります。

- (3) 介護保険が適用される場合に利用者が負担するレンタル料は1割です。
(4) 介護保険が適用されない場合、または利用限度を超える場合には、レンタル料は全額利用者負担となります。
(利用限度額を超える場合は、超えた金額につき全額利用者負担)

・お問い合わせ

福祉用具レンタル蔵の家
鹿児島県薩摩川内市西開聞町12番2号
☎0996-29-5802

* 個人情報の取扱いについて

当事業所においては、正当な理由なく、業務上知り得た個人情報の漏えいは原則いたしません。個人情報を用いる場合においては、あらかじめ文章にて個人情報利用への同意を得てます。